

くらしの法律救急箱



第74回 相続キーワード解説

1 遺言信託とは？

まず、信託とは、「委託者」が「受益者」のために財産の管理運用などを「受託者」に任せ、自分の死後、相続財産の管理を受託者に任せ、障がいのある子どもの生活費を毎月その財産から支払ってもらう、といった形で利用するのが典型例です。

他方、金融機関の商品である「遺言信託」は、このような狭い意味の信託とは異なるものです。金融機関のホームページなどを参照すると、一般に「遺言書の作成のコンサルティング」「公正証書遺言の作成」「遺言書の保管」「遺言執行」のパッケージ商品と捉えることができます。遺言信託には、ライフプランや自分の死後の家族の暮らしについてアドバイスを受けながら、遺言作成をサポートしてもらえるというメリットがあります。ただし、それぞれについて費用がかかること、公正証書遺言は公証役場が保管するため銀行に遺言書を保管してもらおう実益はないことや、相続開始後に相続人同士で対立し紛争が生じると、銀行が遺言執行者に就任しないとされていることなどを踏まえて、

利用の可否を検討することになるでしょう。

2 自筆証書遺言書保管制度とは？

自筆証書遺言書保管制度とは、遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く）、作成日付、氏名を自ら書き、押印をすることが求められる自筆証書遺言を、法務局（遺言書保管所）が預かる制度であり、令和2年7月に開始しました。自筆証書遺言は、自書できる方なら、すぐにでも作成できる手軽さがありますが、その問題点として、せっかく遺言書を書いても、自分の死後に発見されないおそれがあること、紛失や改ざんのおそれがあることが指摘されていました。この問題点を解消するのが自筆証書遺言書保管制度です。

法務局に事前予約をした上で、作成済みの自筆証書遺言と保管申請書や法務局が求める本人確認資料を遺言者本人が持参します。保管の手数料は保管年数に係らず1通3900円です。

この制度を利用する場合の自筆証書遺言の様式等が決まっており（法務局のホームページや自筆証書遺言書保管制度のパンフレットにて詳しく説明されています）、それに一致しているかどうか審査されますが、



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

遺言の内容が有効かどうかの審査は行われませんが、窓口では遺言書の書き方などは教えてもらえません。

この制度を利用することで、日付や押印の漏れなどの形式面の不備を免れることができますが、自書しなければならぬことや、内容面の不備はありうることから、公正証書遺言の優位性が失われるわけではありません。今後、公正証書遺言と自筆証書遺言の使い分けが進むことになると思われます。

3 生前贈与とは？

贈与は、財産を渡す人（贈与者）ともらう人（受贈者）との間の合意によって成立する契約であり、特に相続と関連して、遺産の前渡しのような意味を持つときに「生前贈与」という表現が用いられているようです。いずれにしても、贈与と認められるためには、「あげる」「もらう」という意思の合致が必要です。

例えば、亡くなる直前に父の銀行口座から出金した場合、それが父の意思に基づかないものであれば、そもそも贈与とは認められないでしょう。

なお、令和元年7月1日以降に発生した相続については改正相続法が適用され、遺留分算定の基礎財産に

ついて、「被相続人が相続開始時に有していた財産」に加算される生前贈与は、①相続人以外の者に対する相続開始前1年間の贈与、②相続人に対する相続開始前10年間の特別受益たる贈与、③当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってした贈与（期間制限なし）、となりました。つまり、相続人が10年より前に生活のために贈与を受けていたとしても、原則として、遺留分算定の基礎財産には加算されません（ただし、遺留分侵害額の算定においては控除対象となります）。

4 エンディングノートとは？

エンディングノートは、人生の終わる「いざ」というときのために、財産をとりまとめておいたり、葬儀や埋葬の希望を記したり、親族や友人の連絡先を記しておいたり、人生を振り返ったりして思いを綴ることに用いられているものです。したがって、遺言とエンディングノートとは、役割が異なります。

自分の財産を誰にどのように渡したいかについては、遺言を作成すべきであり、エンディングノートには、遺言があることや、その保管先、遺言執行者を指定していることなどを記しておくといでしょう。